

認可地縁団体について

◆ 認可の背景

いわゆる町内会・自治会は、任意の自主的な団体（権利能力なき社団＝法人格なし）であることから、集会所や土地等の登記をする場合は、当該団体内名義ではできず、会長等の個人名義や共有名義で行わざるを得なかった。そのため、登記名義人が死亡した場合の相続等の様々な問題が生じていた。

このような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、一定の要件を満たしていれば「地縁による団体」として、市が認可することによって法人格が付与され、所有している不動産等の財産を町内会・自治会名義で登記することができるようになった（地方自治法第260条の2）

◆ 京都市の認可地縁団体数

142件（平成29年度末現在）

◆ 行政区別件数

北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区
7件	6件	6件	8件	8件	7件

下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	総計
7件	4件	51件	12件	26件	142件

◆ 認可の主な要件

- ・ 地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- ・ 区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ・ 区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものとし、その相当数のものが現に構成員となっていること。
- ・ 規約を定めていること。
- ・ 不動産等の資産を所有している又は所有する予定があること。

【参考】

■ 自治会・町内会の総数

約6,500件

（平成28年度自治会・町内会アンケート配布数から推計）